

伊丹市高齢者憩のセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により伊丹市高齢者憩のセンターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市口酒井 1 丁目 3 番 3 9 号

名 称 伊丹市高齢者憩のセンター管理運営委員会

代表者 会長 鈴屋 重明

2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設 立 日

平成 2 7 年 7 月 1 日

2 構 成 員 数

会長 1 名，副会長 1 名，管理人 2 名，監事 2 名

3 目 的

伊丹市高齢者憩のセンターの効率的かつ効果的な管理運営を通して，センターの設置目的を達成するとともに，高齢者のコミュニティの促進に資すること。

4 業 務

- (1) 開館時間の変更に関すること。
- (2) 休館日の変更等に関すること。
- (3) 利用者に対する原状回復に係る指示に関すること。
- (4) 施設の供用に関すること。
- (5) 建物等の維持管理に関すること。